

# 山梨県公報

第二千二百四十五号

平成二十四年

七月十九日

木 曜 日

## 目 次

### 告 示

保安林の指定の予定(二件).....	四〇七
県営土地改良事業の完了(三件).....	四〇七
道路の区域変更(二件).....	四〇八
道路の供用開始.....	四〇八
都市計画事業の認可.....	四〇九
特定非営利活動法人の設立の認証申請.....	四〇九
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請.....	四〇九
国土調査の成果の認証.....	四一〇
開発行為に関する工事の完了について.....	四一〇

## 告 示

### 山梨県告示第二百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年七月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町内船字住ヶ尾一三九七三・字東ノ峯一三五四一・字相ノ山一三五二五・一三五二九・一三五四〇(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、一三五二六、一三五三七から一三五三九まで

#### 二 指定の目的

水源の涵養

#### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

#### 山梨県告示第二百六十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十四年七月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

#### 一 保安林の所在場所

南都留郡山中湖村平野字向切詰五〇六の二九六・五〇七の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

#### 二 指定の目的

水源の涵養

#### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 山梨県告示第二百六十八号

県営土地改良事業(下川地区ため池等整備事業)の工事は平成二十三年六月十五日を

もって完了した。

平成二十四年七月十九日

山梨県知事 横内 正明

**山梨県告示第二百六十九号**

県営土地改良事業（芦川地区中山間地域総合整備事業）の工事は平成二十四年二月十六日をもって完了した。

平成二十四年七月十九日

山梨県知事 横内 正明

**山梨県告示第二百七十号**

県営土地改良事業（寺尾地区畑地帯総合整備事業）の工事は平成二十三年八月八日をもって完了した。

平成二十四年七月十九日

山梨県知事 横内 正明

**山梨県告示第二百七十一号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年八月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十九日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 島上条宮久保給見堂線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲斐市團子新居字中原六六六番の四地先から 甲斐市岩森字東堀五八一番の二地先まで	七・五 一一・三	七・五	八六・八	八六・八

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
西八代郡市川三郷町落居字澤ノ神六八一〇番地先から 西八代郡市川三郷町落居字澤ノ神六八二二番地先まで	七・二 七・四	七・二 七・四	四七・六	四七・六

**山梨県告示第二百七十二号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十四年八月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十九日

山梨県知事 横内 正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷身延線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
西八代郡市川三郷町落居字澤ノ神六八一〇番地先から 西八代郡市川三郷町落居字澤ノ神六八二二番地先まで	七・二 七・四	七・二 七・四	四七・六	四七・六

**山梨県告示第二百七十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年八月九日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年七月十九日

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲斐市團子新居字中原六六六番の四地先から 甲斐市岩森字東堀五八一番の二地先まで	七・五 一一・三	七・五	八六・八	八六・八

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	島上条宮久 保絵見堂線	甲斐市團子新居字中原六六番 の四地先から 甲斐市岩森字東堀五八一番の二 地先まで	八七・三	平成二十四 年七月十九 日

山梨県告示第二百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年七月十九日

山梨県知事 横内 正明

- 一 都市計画事業の種類及び名称  
笛吹川都市計画ごみ処理場建設事業 一号 甲府・峡東地域ごみ処理施設  
施行者の名称  
甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合
- 二 事業施行期間  
平成二十四年七月十九日から平成二十九年三月三十一日
- 三 事業地  
事業地
- 四 収用の部分  
1 収用の部分  
山梨県笛吹市境川町寺尾字蟹沢、前付、黒沢及び大黒沢地内
- 2 使用の部分  
なし

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月十九日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年七月五日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
    - 1 名称 特定非営利活動法人障碍アーティスト育成会ふくろうの杜
    - 2 代表者の氏名 蒲澤 五郎助
    - 3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市大泉町谷戸八千六百八十八番地二
    - 4 定款に記載された目的
- この法人は、障害者及びその福祉に関わる団体に対して、障害者の能力開発や経済活動の支援に関する事業を行い、障害者の経済的自立に寄与することと共に、社会参画や心身の健康を図ることを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年七月九日から同年九月八日まで

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年七月十九日

山梨県知事 横内 正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十四年七月九日
  - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
    - 1 名称 特定非営利活動法人たんぼぼ
    - 2 代表者の氏名 板山 洋子
    - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市湯田二丁目一番七号
    - 4 定款に記載された目的
- この法人は、障害を持つ人々に対して、その有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域住民との交流、職業能力の開発や就労支援及び生活介護など、必要な障害福祉サービスの支援事業を行い、もって障害者の福祉の増進を図るとともに障害の有無にかかわらず、互いに支え合い相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて地域の福祉意識の高揚・環境の整備に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十四年七月十日から同年九月九日まで

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成二十四年七月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 調査を行った者の名称

身延町及び南部町

二 調査を行った時期

身延町 平成二十二年五月二十五日から平成二十四年二月二日まで

南部町 平成二十一年六月十九日から平成二十三年十二月十九日まで

三 成果の名称

地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

身延町樋田の一部

南部町福土の一部

五 認証年月日

平成二十四年七月十日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。  
平成二十四年七月十九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

笛吹市一宮町国分字築地九一九の一、九一九の二、九一九の三、九一九の四、九一九の五、九一九の八、九一九の九、九一九の一〇、九一九の一、九一九の二、九一九の三、九二〇の一、九二〇の六、九二〇の七、九二一の一、九二二の一、九二二の三、九四四の一、九四四の三及び九四七の一の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市上阿原町三百十番地二 甲府トラック運送株式会社 代表取締役 中村 吉 邦